

シリーズ「権利擁護」② 成年後見制度について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

シリーズで高齢者虐待及び成年後見制度についてお知らせしています。第2回目となる今回は、「成年後見制度」についてです。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々が、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なう制度です。



「こんな時に制度の利用ができます」

① 最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため、今後がとても不安です。



② 認知症の母の不動産を売却して、(母の) 老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。

③ 夫に先立たれてしまい一人で過ごすことになり、今後にとっても不安がある。夫が残してくれたアパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。



④ 年金生活の一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困っています。



2 成年後見制度には、次の2種類があります

判断能力がしっかりしている方

〔任意後見制度〕

- 将来に備えて、判断能力のあるうちに「支援してくれる人（任意後見人）」と「支援内容」を決めておく制度です。



判断能力が衰えてきた方

〔法定後見制度〕

- 判断能力の不十分な方に代わって、契約や財産管理を行なう人（後見人等）を家庭裁判所に選任してもらう制度です。



成年後見制度に関する相談
及びお問い合わせ窓口

健康福祉課(役場 1 階)

- 福祉グループ ☎76-3821
- 地域包括支援センター ☎76-3863